令和4年度	公文書	開示(1月決定分)		ملد	<u> </u>	/101		<i>∀ /</i> □ →	<i>₽</i>		
月整理番号	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数		定区分	5 1 2 3 号号号	処規定) (4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		-	非開示理由等	所管局部課等
1 R4. 11. 7	R5. 1. 5	①平成28年6月20日付け 「大規模建築物等の建築等に係る事前協議書」 ②平成29年8月4日付け 「大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)」	94	1		1 1	1			(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号) 担当者氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 法人における特定の担当者の連絡先は、通常、業務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、円滑な事務の遂行に支障が出るなど、当該法人の競争上又は事務運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局都市 づくり政策部緑 地景観課
2 R4. 11. 7	R5. 1. 6	・東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書の提出及び都市計画手続きの依頼について(平成28年8月8日) ・東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書(A-6地区) (平成28年8月) ・神宮ホテル地区計画区域内地権者説明状況リスト+企画提案書配布について (2016年8月23日)	259	1		1 1	1			(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号) 氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できると認められるため。 (7条3号) 公になっていない電話番号は、当該法人が限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	都市整備局都市 づくり政策部土 地利用計画課
3 R4. 11. 7		・平成28年8月に提出された神宮外苑地区地区計画企画提案書(A-6a, A-6b地区)に関する事前協議の経過、 内容がわかる文書 ・平成28年8月に提出された神宮外苑地区地区計画企画提案書(A-6a, A-6b地区)に関する事業者と東京都の 協議経過、協議内容がわかる文書(議事録等)			1					当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	都市整備局都市 づくり政策部土 地利用計画課
4 R4. 12. 28		都市整備局「岸記念体育会館の移転等に関する主な経緯」のうち、平成24年(2012年)5月10日の「副知事と 都市整備局との打ち合わせ」から見られる「V2V4レク議事メモ(部長からの聞き取り)」において、「以 前、佐藤副知事から内田顧問、森元首相に岸記念体育会館の移転の話をした経緯あり」とあるが、この内容 がわかる記録。			1					当該公文書は作成及び取得した事実が確認できず、また実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市 づくり政策部土 地利用計画課
5 R4. 12. 23	R5. 1. 5	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の管工事業の許可の履歴	*	1							都市整備局市街地建築部建設業課
6 R4. 12. 25	R5. 1. 13	昭和52年度建築許可確認申請受理台帳 受理番号第8号及び第12号	*	1		1	1			(7条2号)特定の個人を特定できるため。 (7条4号)及び公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街 地建築部建築指 導課
7 R5. 1. 6	R5. 1. 17	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和 4 年12月末現在)	*	1							都市整備局市街 地建築部建設業 課
8 R5. 1. 10	R5. 1. 17	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年1月10日現在)	*	1							都市整備局市街地建築部建設業課
9 R5. 1. 10	R5. 1. 17	(1)建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和4年11月) (2)建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和4年12月)	*	1							都市整備局市街地建築部建設業課
10 R5. 1. 5	R5. 1. 19	(1) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社	*	1			1			(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業

				決定区	分	(根	処規定)	条例7条		
月 整 理 年月日 番号	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	一 非開示 示	存否応答拒否	2 3 号 号	4 5 号	6 7 8 9 号 号 号	非開示理由等	所管局部課等
11 R5. 1. 8	R5. 1. 20	文京区本郷1丁目27番34、27番35(地番)の共同住宅・劇場建築計画について、27番35の土地を建築敷地に 含める合意があることを示すものとして宝生ハイツ管理組合ないし公益社団法人宝生会が東京都に提出した 文書一式。			1				文京区本郷1丁目27番35の土地を建築敷地に含める合意があることを示す文書は、取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街 地建築部建築指 導課
12 R4. 11. 24	R5. 1. 23	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 (1) 平成30年2月8日受付建設業許可申請書 (2) 平成30年2月8日受付建設業許可申請に際して提出された確認資料 (3) 平成31年4月9日受付 決算変更届出書 第2期 (4) 令和2年1月14日受付 決算変更届出書 第3期 (5) 令和3年1月19日受付 決算変更届出書 第4期 (6) 令和4年2月16日受付 決算変更届出書 第5期	*	1		1 1	1		(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号)法人の事業、財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街
13 R5. 1. 10	R5. 1. 24	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和2年2月27日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (2) 令和2年7月14日受付 決算変更届出書 第30期(閲覧対象部分に限る) (3) 令和3年7月12日受付 決算変更届出書 第31期(閲覧対象部分に限る) (4) 令和4年7月8日受付 決算変更届出書 第32期(閲覧対象部分に限る)	*	1			1		(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
14 R5. 1. 11	R5. 1. 24	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 平成30年1月26日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る)	26	1			1		(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
18 R5. 1. 13		東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成30年1月16日受付 決算変更届出書 第5期(閲覧対象部分に限る) (2) 平成30年3月1日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る) (3) 平成31年1月23日受付 決算変更届出書 第6期(閲覧対象部分に限る) (4) 令和2年1月14日受付 決算変更届出書 第7期(閲覧対象部分に限る) (5) 令和3年1月12日受付 決算変更届出書 第8期(閲覧対象部分に限る) (6) 令和3年10月18日受付 変更届出書(閲覧対象部分に限る) (7) 令和4年1月12日受付 決算変更届出書 第9期(閲覧対象部分に限る)	*	1			1		(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
23 R5. 1. 17	R5. 1. 24	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和4年12月6日受付 建設業許可申請書(閲覧対象部分に限る)	20	1			1		(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
24 R5. 1. 13	R5. 1. 27	接道規制に関し、延べ床面積1000平方メートル弱の共同住宅の敷地について2メートルを超えて接道を求めるような東京都建築安全条例の条文、技術的助言、通知および取扱い基準等のうち、昭和45年の前後あわせて10年の間に有効だったもの。							当該公文書は、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことを目的とした施設である東京都立中央図書館において管理されている刊行物であるため(東京都情報公開条例 第18条第2項)。	都市整備局市街地建築部建築企画課
25 R4. 12. 16		「令和5年度国の予算編成に対する東京都の提案要求」に書かれている「基地ではこれまで度々燃料等の漏出事故が発生している。横田基地:平成19年に約1480ガロンの燃料漏れ、平成5年に約18000ガロンの燃料漏れ、平成11年から平成18年までの間に90件の有害物質漏れなど」という内容に関連して・この記述の根拠となった文書 一式・上記の漏出事故について、米軍や横田基地から報告などがあった際の文書 一式(防衛省経由の文書を含む)	1	1						都市整備局基地対策部基地対策担当
26 R5. 1. 11	R5. 1. 17	平成24年議案第〇〇号に係る東京都昭島市〇〇町二丁目〇〇番〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する協定図及び道に関する協定書	2	1						都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課
27 R5. 1. 12	R5. 1. 17	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和4年3月25日から令和5年1月12日までの受付分)	21	1						都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第三課
28 R5. 1. 20	R5. 1. 23	建築計画概要書 04多建建二建第3910号	7	1						都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第二課
29 R5. 1. 16		東京都狛江市〇〇2-〇〇-〇〇, -〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する道に関する協定書、道に関する協定承諾書、協定図、現況写真及び建築基準法第43条第2項第2号許可に関する協定内容説明図	10	1						都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課

決定区分

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名> ■特定の個人名 は
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
- <公文書の枚数>
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。